

鳥取県告示第 530 号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成17年度から 平成18年度まで	鳥取市（正蓮寺及び雲山の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市正蓮寺及び雲山の一部	平成19年5月30日
倉 吉 市	〃	倉吉市（関金町堀の一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町堀の一部	〃
八 頭 町	〃	八頭町（西谷及び見槻の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町西谷及び見槻の一部	〃
〃	〃	八頭町（大坪の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町大坪の一部	〃
江 府 町	〃	江府町（大字貝田の一部）の地籍図及び地籍簿	江府町大字貝田の一部	〃